

議案第二十七号

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会会議規則（昭和二十四年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員と称する」を「委員」という。」に改める。

第二条中「休憩」を「休憩」に改める。

第三条中「又は」を「又は」に、「散会」を「若しくは散会」に、「議事」を「議事」に改める。

第四条第一項中「毎改任後最初の会議の開会前にくじでこれを」を「委員長が」に改め、同条第二項を削る。

第六条中「または」を「又は委員長が」に改め、「二人」の下に「以上」を加える。

第七条第二項中「五日に」を「一回」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「又は」を「又は」に、「付議すべき」を「付すべき」に、「請求」を「請求」に改め、同条第四項中「付議すべき」を「付すべき」に改め、同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

第十条を削る。

第十一条中「その」を「その」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「附すべき」を「付すべき」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条中「変更又は」を「変更し、又は」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条中「審議」を「審議」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条中「もの」を「者」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「質疑討論」を「質疑討論」に、「又は」を「又は」に、「これ」を「これ」に改め、同条を第十

六条とする。

第十八条中「別段の」を削り、同条を第十七条とし、第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「表決に」を「、表決に」に改め、同条第二項中「の数」を削り、同条を第十九条とする。

第二十一条第二項中「これ」を「、これ」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十条とする。

3 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十二条中「全会可決した」を「、全会一致で可決した」に、「見做す」を「みなす」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条中「自己」を「、自己」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条第二項中「通り」を「とおりに」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条第二項中「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第三項中「立ちあわせる」を「立ち合わせる」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十六条第一項中「動議」を「、動議」に改め、同条第二項中「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十七条中「もの」を「者」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「公開」を「、公開」に改め、同条第三項中「会議」を「、会議」に、「および」に、「退席せしめる」を「退席させなければならない」に改め、同条を第二十七条とし、第二十九条を第二十八条とする。

第三十条中「概ね」を「、概ね」に、「通り」を「とおりに」に改め、同条第一号中「、閉会に関する事項及び」を「及び閉会の」に改め、同条第二号中「、欠席」を「及び欠席の」に改め、同条第三号中「もの」を「者」に改め、同条第四号中「附した」を「付した」に改め、同条第五号中「、動議」を「及び動議」に、「及び提出者」を「並びに提出者」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十一条第一項中「委員長」を「委員長」に改め、同条第三項中「なか」を「中」に改め、同条を第三十条とする。

第三十二条中「他人」を「他人」に、「又は」を「又は」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第三十一条とし、第三十三条を第三十二条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十五年七月十一日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

教育委員会会議をより弾力的・効率的に運営するため、定例会の開催に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

教育委員会会議をより弾力的・効率的に運営するため、定例会の開催に関する規定を整備する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 委員の議席番号は、委員長が定めることとする。（第4条関係）
- (2) 定例会は毎月1回開催し、会議の招集は、会議場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行うこととする。（第7条関係）
- (3) 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができるが、異議がないと認めるときは、可決の旨を告げることとする。（第20条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

秋田県教育委員会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下「委員」という。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を委員長に届出なければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>第二条 委員長は、会議の始終、休憩及び中止を告げなければならぬ。</p> <p>第三条 委員長が開会を告げる前又は 休憩、中止若しくは散会を告げた後において、委員は、議事について発言することができない。</p> <p>第四条 委員の議席番号は、委員長が定める。</p> <p>第六条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、先任の委員（先任の委員が二人以上あるときは、これらの者のうち年長のもの）が委員長の職務を代理する。</p> <p>第七条 略</p> <p>2 定例会は、毎月一回 これを開く。</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき、又は委員二人</p>	<p>第一条 秋田県教育委員会委員（以下委員と称する。）は、会議の当日定刻前に会議場に参着し、その旨を委員長に届出なければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>第二条 委員長は、会議の始終、休憩及び中止を告げなければならぬ。</p> <p>第三条 委員長が開会を告げる前、又は休憩、中止、散会を告げた後において、委員は議事 について発言することができない。</p> <p>第四条 委員の議席番号は毎改任後最初の会議の開会前にくじでこれを定める。</p> <p>2 補欠委員は、前任者の席につく。但し、補欠員二人以上あるときは、その議席は、くじでこれを定める。</p> <p>第六条 委員長に事故があるときまたは 欠けたときは、先任の委員（先任の委員が二人 あるときは、これらの者のうち年長のもの）が委員長の職務を代理する。</p> <p>第七条 略</p> <p>2 定例会は、毎月五日にこれを開く。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日に開くものとする。</p> <p>3 臨時会は、委員長が必要であると認めるとき又は 委員二人</p>

以上の者から書面で会議に付すべき 事件を示して請求 があったときにこれを開く。

4 会議の招集は、会議開催の場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。

5 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付すべき 事件を告示する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第十条 開会時刻において出席委員が定数に満たないときは、その定数に満ちるまで開会時刻を繰下げることができる。

第十一条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、委員長がこれを定める。

第十二条 議事日程は、会議に諮り変更し、又は追加することができる。

第十三条 議事日程に定めた事件で当日の会議に諮ることができる なかったとき、又は審議 が終らないときは、更にその日程を定めなければならない。

第十四条 会議において発言しようとする者 は、委員長の許可を受けなければならない。

第十五条 略

以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して、請求があったときにこれを開く。

4 会議の招集を行った場合には、委員長は、直ちに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事件を告示する。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

第十条 会議は、午前九時に開き、午後四時に閉じる。但し、必要あるときは会議に諮り開会及び閉会時刻を繰上げ又は繰下げることができる。

第十一条 開会時刻において出席委員が定数に満たないときはその定数に満ちるまで開会時刻を繰下げることができる。

第十二条 会議に付すべき事項、その順序及び議事日程は、委員長がこれを定める。

第十三条 議事日程は、会議に諮り変更又は 追加することができる。

第十四条 議事日程に定めた事件で当日の会議に諮ることができる なかったとき、又は、審議が終らないときは、更にその日程を定めなければならない。

第十五条 会議において発言しようとするものは、委員長の許可を受けなければならない。

第十六条 略

第十六条 委員長は、質疑討論その他の発言について、それが議題外にわたるか、又は不必要と認めるときは、これを制止することができる。

第十七条 会議規則の疑義及び会議規則に 定めのない事項の処理については、会議に諮りこれを決しなければならない。

第十八条 略

第十九条 表決の際、席にある委員は、表決に加わらなければならない。

2 表決の際、自席についていない委員は、表決 に加わるこ
とができない。

第二十条 略

2 委員二人以上の要求があるときは、これを会議に諮り、記名
又は無記名投票をもつて表決を採ることができる。

3 委員長は、議題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、可決の旨を告げる。

第二十一条 議案上程後反対の発言者がいないときは、委員長は、
全会一致で可決したものとみなすことができる。

第二十二条 委員は、自己の表決の更正を求めることはできない。

第二十三条 略

2 すべての修正案が否決されたときは、原案のとおり決定する。

第二十四条 略

2 投票後、委員長は、直ちに開票してその結果を告げなければ

第十七条 委員長は質疑討論 その他の発言について、それが議題外にわたるか又は 不必要と認めるときはこれを 制止する
ことができる。

第十八条 会議規則の疑義及び会議規則に別段の定めのない事項
の処理については、会議に諮りこれを決しなければならない。

第十九条 略

第二十条 表決の際、席にある委員は表決に 加わらなければな
らない。

2 表決の際、自席についていない委員は、表決の数に加わるこ
とができない。

第二十一条 略

2 委員二人以上の要求があるときはこれを 会議に諮り、記名
又は無記名投票をもつて表決を採ることができる。

第二十二条 議案上程後反対の発言者がいないときは、委員長は全
会可決した ものと見做すことができる。

第二十三条 委員は自己 の表決の更正を求めることはできない。

第二十四条 略

2 すべての修正案が否決されたときは、原案の通り 決定する。

第二十五条 略

2 投票後、委員長は直ちに 開票してその結果を告げなければ

ならない。

3 委員長は、委員の中から立会人一人を指定して開票の点検に立ち会わせることができる。

第二十五条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議に他の委員二名以上の賛成あるときは、議題としなければならぬ。動議が議題となつたときは、委員長は、直ちにこれを会議に告げなければならない。

第二十六条 委員会が必要と認めたる者は、会議に出席し意見を述べることができる。

第二十七条 会議は、公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 略

3 秘密会を開くときは、委員長は、会議に關係のない者及び一般傍聴人を退席させなければならない。

第二十八条 略

第二十九条 会議録に記載する事項は、概ね次のとおりとする。

- 一 開会、中止及び閉会の年月日時
- 二 出席及び欠席の委員の氏名
- 三 説明のため会議に出席した者の氏名
- 四 会議に付した議案の題目
- 五 議題となつた発案、発議及び動議の趣旨並びに提出者の氏名

六〇九 略

ならない。

3 委員長は、委員の中から立会人一人を指定して開票の点検に立合らしめることができる。

第二十六条 委員は動議を提出することができる。

2 動議に他の委員二名以上の賛成あるときは、議題としなければならぬ。動議が議題となつたときは、委員長は直ちにこれを会議に告げなければならない。

第二十七条 委員会が必要と認めたるものは、会議に出席し意見を述べることができる。

第二十八条 会議は公開とする。ただし、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 略

3 秘密会を開くときは、委員長は会議に關係のない者および一般傍聴人を退席せしめる。

第二十九条 略

第三十条 会議録に記載する事項は概ね次の通りとする。

- 一 開会、中止、閉会に關する事項及び年月日時
- 二 出席、欠席 委員の氏名
- 三 説明のため会議に出席したものの氏名
- 四 会議に附した議案の題目
- 五 議題となつた発案、発議、動議の趣旨及び提出者の氏名

六〇九 略

第三十条 会議録には、委員長及び委員会において定めた委員二名が署名しなければならない。

2 略

3 会議録は、委員長が教育庁職員の中から教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

第三十一条 委員は、他人の弁論中みだりに発言を求め、又は私言その他をもつて議事を妨げることができない。

第三十二条 略

第三十一条 会議録には委員長及び委員会において定めた委員二名が署名しなければならない。

2 略

3 会議録は、委員長が教育庁職員の中から教育長の推せんする者を指名して、これを作成させる。

第三十二条 委員は他人の弁論中みだりに発言を求め又は私言その他を以て議事を妨げることができない。

第三十三条 略